

## 第4回愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会 会議録

開催日時	平成21年 5月21日（木） 午前9時30分～午前11時50分											
開催場所	愛荘町役場 愛知川庁舎 3階 第1委員会室											
傍聴人	無											
出席者	富野	村木	道明	藤沢	山田	藤田	松浦	玄田	山本雅	外川	近藤	前川
								×				
	山本拓	野々村	森野	西澤		事務局	細江	西川	青木			
議事	<p>委員長あいさつ</p> <p>協議事項</p> <p>委員の変更について</p> <p>副委員長の選出について</p> <p>自治基本条例とは？再確認してみよう！</p> <p>意見交換</p> <p>その他</p> <p>次回の開催日、会場</p>											

**細江主監** それでは、皆さん、おはようございます。富野先生が電車の時間を間違われたと連絡があり、遅れるということですので始めさせていただきたいのですが、大変申し訳ございませんが、県内で新型インフルエンザの感染者が発生し、8時45分から急遽対策会議を開催している最中でありまして、ちょっとそちらの方へ私も行きますけれど、後は青木補佐よろしくをお願いします。

前回の米原とニセコの条例がありますけれども、お読みをいただいたと思いますけれど、そちらの方を見ながらでも意見交換をしていただいて時間つなぎのほうをよろしくお願ひしたいと思います。ちょっと私勝手にさせていただきますけれど、よろしくお願ひします。

**青木補佐** おはようございます。ということで誠に申し訳ございません。今日の次第でございますが、用意をさせていただきました議題の方でございますが、まず委員長さんが現在ご不在でございますが、メールのやりとりで1番と2番の件については、了解をしたというようなことで、ご返事をいただいておりますので、そちらの方を事務局で進めさせていただきたいと思ひますのでご了承をいただきたいと思います。まず1番目の件でございますが委員さんの変更ということで、前回4月9日の第3回の中で前の廣田委員さん副委員長さんの方から申し出がございました。その後再度4月15日に事務局の方へこられまして、もう一度何とかお願ひをしたいということで解職願を持ってこら

れましたので、21年度の区長さんの幹事会の方で誰かお願いをできないかと言うようなことをお願いをいたしましたところ今年の区長さんの中から村木さんを委員として区長総代会の幹事会の中からお推薦をいただきましたので、今回4月30日付で廣田委員さんを委員として解していただきまして、新たに5月1日付で村木さんの方を委員に委嘱するというようなことでございますので、その辺委員各位の皆様にご了解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。よろしいでしょうか。

委員より「はい」の声あり

**青木補佐** ありがとうございます。それでは村木さんあいさつをお願いします。

**村木委員** ただいまご紹介をいただきました円城寺区長の村木でございます。区長会の幹事会を欠席しておりましたら、後で通知がきまして自治基本条例策定検討委員にお願いしたいと言うようなことでお話がありまして、全く何もわからない訳でございますけれど、引き受けさせていただきます。どうぞよろしくご指導いただきますようお願いいたします。

**青木補佐** ありがとうございます。それではよろしくお願いいしたいと思います。続きまして2番でございますが、ただいま申し上げましたように、廣田委員さんが解任ということでございますので新たに副委員長さんの選出をお願いしたいと思います。副委員長さんの選出につきまして何かご意見がございましたらよろしくお願いいいたします。

**藤田委員** はい藤田です。今新しい村木さんが就任なさって村木さんはやはり行政面に詳しい、また事務局長という重責を果たされております。私個人的にはやはりこの方が副委員長になっていただくのが適任かと思っております。よろしくお願いいいたします。

**村木委員** ただいま藤田委員さんから名前をあげていただきましたが、私も全くこの条例についても全くわかりませんし、やはり第1回目から委員でおられる皆様の中からお願いいをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

**青木補佐** 他にご意見をお願いいたします。(沈黙)ご指名でも自立でも私がという方がおられましたら、お願いいいたします。(沈黙)ご意見をお願いいたします。

**藤田委員** この会議は今日で4回目ですか、グループが一回入って、本会議が4回目ですか、今までの流れは、だいたい愛荘町の現状の流れ、愛荘町以外の各地域の流れそのようなことを我々はだいたい応用をもって、議論してきたわけです。いよいよこれから

これのまとめに入るということで、例えば私らは行政そういうものに関連しておりませんので、そういうことでは、やはり行政を経験しておられる方が非常に私は抜擢だろうとこのように思います。そして私はその方に対しては、全面的に各委員は協力していくと私はこう思っています。私の意見ばかりでもいけませんので皆さん方の意見を率直にやはり基本条例がやはり愛荘町の基本となるものでございますので、ひとつよろしくお願いいたしたいなと思います。

**山本雅委員** 今のご意見でございますが私は反対です。この委員会というのは基本条例を町民が参加することによって、自分たちでつくっていきこうというのが目的であって、行政の経験をされているということは事務的な経験であって、この条例とは直接は結びつかないと思っております。ですから決して村木さんが適任でないということを申し上げているのではなくて、その理由として行政経験があるというのは、副委員長に適しているというのは私は賛成できないと思います。

**藤田委員** ただ私はそういう意味合いで言ったものではございません。議会の事務局長をなさっていますので、委員さんは住民の代表ということで、いろんな意見を出してこられますので、その集約をしておられたので、社会経験は豊富だろうとこのように思います。

**山本雅委員** ですのでそれは、そういった事務的な、簡単に言いますと根回し的なことであって、特にディスカッションしていく委員会での委員長不在のときの代役として議事進行を進めていただくということで、直接は結びつかないということを私は申し上げている訳です。こういった委員会はいかにして一人ひとりの、今ここに十何人集まっていますけど、他に二万人ぐらいの意見をいかに吸い上げるかと、それを代弁していくかというのが目的でありますから、わたし個人としましては、できるならば、どうしても男性だけが委員長、副委員長をしていますと、いくら言っても結果としてちょっと偏った考え方にもなりかねませんので、できましたら副委員長には女性の方に就任していただきたいと思えます。

**青木補佐** 他にご意見ございましたらお願いします。

**外川委員** 議論をこうやって行っていく中で、誰々は適任ではありませんとか、女性の方でお願いしますというのは基本的に偏った意見というか、決定的な方向性というものを示してしまうということになると思うので、公正な目で第1回目でも委員長選出のときにでも状態を見てという形があったように今回新しく入っていただいた方の状態というのを私たちは把握していないので、もう少し見てからという1回目のときと同じような

形でもいいのではないかと思いますけれど。

**藤田委員** 色んな意見があろうかと思えますけれど、やはり目的として、男女共同参画という一つの目標を持って女性の方にでも副委員長を抜擢していただいたら、これは皆さんに理解を求められるだろうと思えます。それでいかがですか。

**藤沢委員** 副委員長というと委員長が何らかの理由で出られないとかのときに副委員長が代行をするというものですな。

**青木補佐** はい。

**藤沢委員** 今回委員長がこられなかったら進められない状態ですよな。まだ。

**青木補佐** そうです。またその副委員長さんもおられませんので、申し分けないです。

**藤沢委員** ですから、副委員長が代行される場合にさっき言われたみたいに、私たちまだわからないですし、そこそこ様子を見て皆さんがこの方がいいんちがうみたいなの、そこそこの雰囲気が出てから、先ほど村木さんを推薦されましたけど、今何回目からで初めてこられたし、ご本人も色んな事情で入られたという気持ちがどっかにあるかと思えますし、皆さんそれぞれ適したものを持っておられる訳で、様子見てから決めていってはどうかと思えます。

**青木補佐** はい。他にご意見ございますでしょうか。

それではすいません。ただいま色んなご意見をいただいた訳でございますが、富野先生がこられましてから、今のご意見をお伝えをさせていただいて委員長がおられるところで副委員長を決めていただくということで、よろしいでしょうか。

委員より「はい」の声あり

**青木補佐** ただいま拝借しましたご意見のほうはお伝えをさせていただいて、その後に決めていただくということで、よろしくお願いをしたいと思えます。次第の裏面のほうに委員さんの名簿を付けてありますので、委員さんの中から1名の方を副委員長にというようなことをございますので、よろしくお願ひします。それでは続きまして次第の次に資料がありますように、新しい町民憲章、木、それから花が決定しましたので添付をさせていただきます。これにつきましては町民憲章、町の木、町の花を決めるにあたって、町内外を問わず募集をいたしまして、その中から選考委員さんで決めていただき

ました。これは合併計画の中に入っていたもので20年度に決定をさせていただいたところでございますので、これにつきましても今ご一読をいただきまして、また富野先生の方からこの辺につきましてもお話があらうかと思っておりますので、ご意見は今色々とお考えをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。町民憲章と基本条例とは非常に大きく関わってくるものがございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。それでは今日は富野先生に約1時間ということでお話しをしていただいてから、皆様のご意見をお聞きしたいと伺っていたのですが、遅れてこられるということで先ほど言いました米原市の自治基本条例とニセコのまちづくり基本条例という2冊を配らしていただきました。特に富野先生からのご紹介もありましたように、ニセコ町はまちづくり基本条例の先駆者であるといえますか、初めて自治基本条例の元になるまちづくり基本条例というのを策定された所でございます。特に一枚目にありますフロー図これが全体を現して基本になっているものだそうです。理念があって原則があって制度があって具体的にどういうことをしたらいいかというようなことでございます。それが条例になって理念は1条、原則については2章、3章、4章と制度についてはそれ以下ということで一枚にまとめて条例をつくっておられるような内容でございますので、この時間の間で読んでいただいてご意見とかご質問をメモしていただいて、後の議論の考えをまとめていただけたらとお願いをしたいと思います。それと米原の方でございますが、平成18年7月につくられたもので、富野先生が関わっておられたということでございます。これもよく似た形ですが前文という形で米原を表してどういうふうにしていききたいかと基本的な理念が書かれてから後に、原則等が書かれているような内容でございます。これも今読んでいただいて色々とお話を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願います。この間もお願いしていただきましたように録音をさせていただいて議事録をとらしていただくということですが、ちょっと止めさせていただきまして富野先生が到着されるまで自習ということで、読んでいただいて、自由な会話の中で意見交換と休憩をとらせていただき再開は富野先生到着しだいということで、よろしくお願います。

会場 休憩

岸和田市自治基本条例の市広報資料を配布

10:25 再開

**青木補佐** 再開に当たりここまでの時間で出された意見等でございますが、1番目の委員さんの変更については、皆様にご報告させていただきました。2番目の副委員長の選出でございますが、これにつきましてもご意見をいただいております。行政経験がある方がいいのではないかと、女性の副委員長がいいのではないかと、いや行政経験は必要ないとか、色んなお話がありましたが、委員長がこられてから意思を尊重してというようなことで決まっております。後の時間は自習をいたしました。米原とニセコの資料を読ん

でいただいて自由な意見交換をしていただきました。一つだけ条文の表現ということで「しなければならない」とか「できる」とか硬い表現で違和感があり威圧的である、やわらかい表現に変えられないか。条例だから縛り付けて命令でよいのでは、ゆるめてはいけない。使い分けてはどうか。というように条文の表現の方法にルールがあるのかなのかという質問、意見が出されました。それと岸和田市自治基本条例が市広報で紹介された資料を山本拓委員から配布していただきました。以上のような内容を報告させていただきます。

**細江主監** 改めまして大変お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。お揃いをいただきましたので、ただ今から始めさせていただきますと思います。今日は玄田委員が欠席ということでございます。この前に話が出ておりましたように、副委員長が辞めさせてほしいというような申し出が正式にもございましたので、そういう関係で改めて区長総代会の幹事会で選任をしていただいて区長総代会の代表ということで新しく名簿にもありますように、村木一夫さんを委員として入っていただくということで青木から報告があったと思いますのでよろしくお願いします。2番目の方から委員長さんに順次進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**富野委員長** それでは皆様ご苦勞様です。今日は私とんでもない大変申し訳ないことをしてしまいました。電車の時間を一時間間違えてしまいまして、ご迷惑をおかけしまして大変申し訳ないことをしました。お詫び申し上げます。

それでは今日の議事でございますけれど、できるだけ簡潔に議事が進みますようよろしくお願いします。議事でございますけれど、ここにありますように副委員長さんを決めさせていただくということでございます。今回新たに村木さんに入っていただきまして新しい構成になったわけでございますけれど、今までの議事の経過の中でどなたにするかということで皆さんにも色々ご意見あったかと思えます。今のお聞きしますと女性がいいのではないかと行政経験があったほうがいいのではないかという意見があったようでございます。わたくし自身の意見を申し上げる前に今までの話で女性がいいのではないかということと行政経験ということが出ていたということですね。

**青木補佐** はい。先生がこられるまでの時間にできたら決めていただこうと思ったのですが。

**富野委員長** それでは副委員長の決め方について、皆様にお問いかけをしたいのですが、一つは、この委員会は町民の皆さんで進めていただく委員会です。ですから必ずしも特別な経験とか特別な知見とかを求めているものではないと思えます。そういうことでございますからどなたが副委員長をやっていただいても私は間違えなく大丈夫だろうと思

います。プロセスとしてこういう場合に、私がやりますということをお願いいただくのが一番いいんですね、本当は。ですからそういう方がいらっしゃたらですね。もちろんこれは義務ではありませんけれども、意欲のある方にやっていただくのが本当に一番いいと思いますので、もしですね私が皆さんのためにお役を引き受けても結構ですという方がいらしたら、まずそれから入っていきたいです。その上でそういう方がいらっしゃらなければ改めてですね、皆さんにお問いかけをしていきたいと思いますが。なかなか副委員長といえどもそれなりに会議の方向付けについてお話し合いをさせていただく立場でございますからどうかと思いますけど、もし、いらしたら手を上げていただけないでしょうか。どうでしょうか。(沈黙) 誰もおられませんか。(沈黙)

ではその次の段階へ二つ考えられると思います。一つはですね男性と女性のバランスをとるという考え方、せっかくこれだけ女性がいらっしゃるわけですから、委員長が男性であれば、できれば女性がいいのではないかとこれは当然のことであろうと思います。それからもう一つはですね、副委員長さんといえども委員長が事故あつたり出てこれなかったり、今日のように遅刻したりですね、そういうことがありえますので、そういう場合に議事をやっていただくということで、多少そういうことに関心をお持ちであったり、今までのご経験からこういう方だったら大丈夫という方が、皆さんそうだと思いますけれども、いらっしゃったらご推薦をいただくというやり方だと思います。わたくし自身は町民ではありませんので住民ではありませんので、皆さんのご様子わかりません。そういうことをご推薦をどなたかからいただいてその方のご意向をお聞きしてからというのが二つ目のやり方だと思います。とりあえず女性でいくのか、あるいはご推薦でいくのかということを決めたいと思いますがいかがですか。これについて女性の皆さんはどうでしょうか。実際的には。

**藤沢委員** ある程度、会からの代表として来ているものと公募とありますし、副委員長さんは公募から、それなりの意識を持って来ていただいていると思いますので、公募委員さんからがいいと思います。

**富野委員長** 公募というふうに考えたほうがよろしいでしょうか。

**藤沢委員** はい。そちらのほうがいいんじゃないかと思います。

**富野委員長** なるほど。じゃ3つの選択肢ですね。わかりました。今、新しい考え方が出ましたけれども、なるほどと思いました。公募の方々はですね是非とも参加したいということで意思を持っていらっしゃるということですので、そういう方々をお願いしたいということですね。3つの考え方が出ました。どうしましょうか。あまり時間とっても仕方ありませんので、ここは委員長の好みで言わしていただくと、今のご意見にす

ごく納得してしまったので、公募委員から選びましょうか。

**山本雅委員** いいですか。公募で女性が2名おられます。ですので公募から選ぶということで男性はわたくしと外川さんがおられますが、公募でいきたいと思いますとなると女性から選びましょうというのがくっついてくるのかなと思います。

**富野委員長** なるほど。あんまり議論をしても仕方がないので

**近藤委員** 待ってください私の気持ちを 前川さんの方かわかりませんが、限られた本当にこの中も女性ね、委員長さん男性なので女性からですね。確立としては少ないですけど。

**富野委員長** そのようなことで方向付けてよろしいでしょうか。お二人いらっしゃるということで、お二人で談合でよろしくお願いします。これは委員長が決めるよりお二人でそれぞれの気持ちもありますので、どうですか。

**前川委員** ちょっと、無理です。

**山本雅委員** もし今日のようなイレギュラーがあったら、副委員長の権限で司会進行は誰々にしてくださいと指名されたいと思いますので。ぜひともお願いします。

**近藤委員** とても無理です。

**富野委員長** そんなご迷惑はかけないつもりですので。もしもという場合がありますので、でも副委員長は女性がいいですよ。

**前川委員** 先ほどの副委員長を決める意見の中でありましたよね。様子というか会の流れを進行状況を見ながらということでしたよね。どうしても今日決めなければならないのですか。

**富野委員長** 決めてしましましょうよ。そう言わずに。時間かけても決まりませんから。

**山本雅委員** 前川さん、ぜひともやっていただけないでしょうか。

**前川委員** 私には無理です。ごめんなさい。近藤さんお願いします。

**近藤委員** 前川さんお願いします。

**富野委員長** どうでしょうか。異論がなければ年長の方とかありますけれども。

**前川委員** 私は個人的に時々休ましていただければならないこともありますので。

**富野委員長** それは皆さんいっしょですよ。こうしませんか。今ここで決まりませんから、これが終わってから私と少しお話しをさせていただいてその結果で決めさせていただくということではいかがでしょうか。今ここで皆さんの前で色々やってもどうかと思いますので、この会議が終わりましたらお二人私のところまで来てください。お二人の中から選ばせていただくということでよろしいでしょうか。

委員から「はい」の声あり

**富野委員長** ではそういうことでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。では、第1議題はこの程度にさせていただきます。

それでは第2議題でございます。本当は今日これがメインで、ここをきっちとやりたいのです。お願いしておいたと思いますが、皆さん既に他の自治体の自治基本条例をお読みいただいているはずでございますし、それと今までの議論もでございますから、それを踏まえて、これから我々がやらなければいけないこと、これからは自治基本条例をつくっていく段階になりますので、それについて少しおさらいですね。一番最初にお話したことをおさらいしつつ、なおかつもう少し前に向けたお話もさせていただきたいと思えます。30分ばかりお時間をいただいてよろしいでしょうか。

**細江主監** お願いします。

**富野委員長** それでは私の方から自治基本条例のこれからどうするのかということで、改めて自治基本条例とは、どういうふうにつっていくのか。ここでは自治基本条例とは？とありますが、自治基本条例とはどのようにつっていくのかということにウエイトを置いてお話しをさせていただきたいと思えます。

一応再確認ですが自治基本条例は自治体で作る法律というのか条例というのがあります。これは国の法律とほぼ同じで、国の法律は国全体に効力があると。その効力は強制力も含めて色々ありますよね。例えば税金であれば税法がありますし、交通であれば道路交通法がありますよね。それぞれごとに法律があるわけでありまして。そういうことで国の色々な動きが指定されたり促進されたりするようにしてあります。地方自治体は、憲法で決まっています、地域における法律と同じように効力があるのを条例といいますが、

これを作ることができるというふうになっています。もちろん条例を作るときには多少制限があります。国の法律がある場合には、その法律と違うことを決めてしまっはいけない。つまり法律を守る形で条例という地域の法律に該当するものをつくらなければいけないとか、或いは憲法に触れてはもちろんいけませんし、色々と制限があります。ただし、基本的な効果は法律と同じです。その地域においては法律かもしれない。ですから条例を守らなければ条例違反という法律違反と同じように条例違反ということで、例えば裁判にかけられる場合もあります。ですから基本的に私たちは法律を作るのと同じように条例というものを作らなければいけないというものです。この条例は誰が作るかという、国の場合は国会しか作れません。政府が法律を作るのは提案だけはできますが、法律を決められるのは国会です。条例はどうか、例えばその町、愛荘町の町議会しか決められません。ですから私たちが今ここで自治基本条例について作るということで皆さんに議論いただいているわけですが、これは私たちが作ってそのまま条例になるわけではありません。私たちが考えた条例の案を町長がもちろん職員も含めてですが、町の方でどのように受け止めるかということがありますよね。もしかしたら私たちが考えているのは、条例を作るのに法律とぶつかっているところがあるかも知れませんが、その他これはふさわしくないような項目があるとかですね、例えば人権に触れるとかですね、あるかも知れません。ですからそういうことを町の方でチェックされますし、それが町として本当に有効的なものかどうかということをも町自体として改めて判断しなくてはなりません。その上でもしかしたらそこで多少の修正があったり、そういうことがあるかも知れません。それを今度は町長さんが議会にかけます。かけた段階で議会の方としては町長さんが出したからといってそのとおり議決するという拘束は全然ありません。だから自治基本条例は、色んな事例が今ありますけれども、議会に出されて大幅に修正された例もあります。それから全く修正されなかったという例もあります。多少議会が困るということで変えた例もあります。いずれにしても基本的に私たちはここで自治基本条例のこういうふうに作りたいという町民皆さんの意見をまとめることができますが、それがそのまま条例になるということではないということをご理解いただきたいと、これが1点です。

2点目は、それでは私たちはどこまで作ればいいのかということがあります。これは最初にお話ししたときに、選択の問題がありますということをお話ししました。例えば他の町の条例のように前文があって、第1条何々、第2条何々と、そういう条例の形すべてを全部を作ってしまうのかということが一つ選択です。つまりこの委員会で条例案そのものを作るということが一つ選択ですね。二つ目は、市民の側からして、こういうことは非常に重要なので、ここは必ず盛り込んでくださいと、或いはこういうことが条例の基本なので、こういう全体の形、構成ですね、でこういう中身、これは必ず盛り込んでほしいという形で、条例の第1条、第2条という形ではなくて要綱っていいですけど、大まかにこういうような形で作ってほしいということで、具体的なそういう

ことの整理は町の方でやっていただくという選択ですね。ですから私たちは法律の専門家ではありませんし、条例を作ってきたことはありませんから、第1条、第2条、第3条という形で全部の条項を含めてここで結論を出すのかどうかということについては、そうであってもいいし、そうでなくてもいいと、そういう選択があるということです。しかし、自治基本条例というのは、普通の条例とは違います。通常で作る場合は、それなりの選択でいいんですけれども、この自治基本条例は、前にもお話ししたように、町の憲法といわれているわけですね。基本的にこの自治基本条例ができると、町のあらゆる活動、これは行政の活動だけではありません。市民の皆さんや色々な団体ですね、そういうことにも色々な影響を及ぼす条例です。それから、町はこれから色々な規則を作っていく、或いは制度を作っていく、或いは町の法律である条令を作っていくときに、この基本条例ができますと、その条例と違うことを決めたり、この条例の中身と違うことをやってはいけないと、もしこれを明らかに違うことをやったら、それは条例違反という法律違反と同じことになるわけですね。それを強制的に、例えば非常に具体的なことで甚だしい場合は裁判所へ訴えて、町のやっていることを変えさせることもできるようなものなのです。ですから非常に重要なものなのです。そういうことがありますから、もちろん憲法ですから、あんまり具体的に色々なことを書き込みませんから、しょっちゅう大きなことはありませんけれども、でもそういうことも出来るような、町全体のこれからの動向にとって非常に重要なものなのです。これはただし、法律的に言うと憲法上で言うと町の憲法と言っている自治基本条例と例えば宅地開発何とか条例とか福祉何とか条例とか、そういうものと実は法律上、或いは憲法上で価値が違うものではないのです。私たち町民、そして町を代表する議会は、この条例は他の条例に比べて最も尊重しなければいけない条例だと、或いはこの条例の中に、この条例は他の条例を作ったり制度を作ったときに、これを必ず守らなければいけない点を書いたりして、そういうことを書いたりすると、この条例が全ての色々な制度を作ったり、町の色々な活動をするときに、この条例に基づいてやらなければいけないということになります。でもそういうことを書いてなければ、他の条例と同じですから、こちらの方で別のことが決まっていて、こっちの方でこっちが決まっていると、そういうことがあった場合にどちらが優劣だということが、本当は言えないですよ。私たちは町の憲法と言っていますが、町の憲法とするんだったら、町の憲法にふさわしいような、この中にこの条例はこの条例を作るときに、必ずこの条例を尊重して作らなければいけませんとか、例えばそういうことを書かないと、いちいちそういうことが問題になる可能性があります。そういうことで、自治基本条例は町の憲法だと言いますが町の憲法らしいような作り方、或いはその決め方をしないと実は町の憲法として機能しないという可能性があるということは、一応理解しておいていただきたいと思います。条例というのはそういう意味では自治基本条例であるとか基本的には対等なものになってくるということがあります。そこらへんがこの自治基本条例を考えていく上での一番基本的なことです。ではどのようにする

のかということです。まず第一に私が最初に申し上げたのは、私たちは、市民、住民としてここに参加しているケースの人がいました。各機関の代表、団体の代表の方々は市民の立場を代表して、或いは、市民としての意見を出していただくために来ていただいているわけです。そうすると、行政とは違う、お役所の町長さんをはじめ職員の皆さんとは違う立場で、色んな意見や色んな考え方をまとめていくことになります。それはどういう立場か、私たちはその地域の中で生活をしている、その生活の中で、色んなことをきちっとできるように、或いは私たちが安心して生活できるように、より豊かな生活が出来るように、生活者の立場から、この町の基本条例が、こういうものであってほしい、ということなんです。そのためには、この町の生活がこういう生活であってほしい、このような生活が営まれる地域であってほしいと、今の問題、課題を踏まえて、そういうことを出しあって、生活の中から私たちがこういう町の憲法を作っていくと、こういうことをやるのが一番大事なことじゃないでしょうかということをお願いしました。ですから自治基本条例を作っても一番最初の市民が作っていく場合、住民が作っていく場合には、まず自分たちの生活、或いは地域のことを知ってお互いその知識を共有して、そこで出てきた課題やすばらしい所やそういうものをまず頭の中に全部整理して、それから私たちの新しい町の姿をこういうふうに作っていくと、この条例を作っていくと、これが手順の第一です。今まで皆さんにそれをやっていただいたわけです。これは、完全にやろうとしたら、何回も町を回ったりして、色んな議論をしたりして、やる必要がありますけど、全ての人が隔々まで全部町を知ることは目的ではありません。やっぱり基本的なところをまず共通認識を作っていくことですから、そんなにそこに深入りすると、なかなか条例が出来ませんので、まず意見交換、情報交換をして一定程度共通の認識を作ろうということを目指していた。

いよいよ第2段階です。そういうふうにして、お互いに情報を交換したり、町の人々について、語り合ったことを具体的にまとめていくと、つまり私たちの町の姿これからの姿をこれから作っていくということです。それは、一つ一つの例えばこの道路どうしようとか、この川をどうしようとか、そういうことではありません。この町の道路や川や例えば教育とか色んなことを含めて、環境をどうするとか、或いは人のつながりをどうするとか、或いは議会と皆さんの関係をどうするとか、この町の基本的なことについてまとめていくという段階になるわけです。町のことを全体を模索画をつくっていくということは、どういうことになるのかということです。今まで、ご存知のように全ての自治体が総合計画というものを作ってきたわけです。総合計画というのは、地方自治法という法律あって、その法律の中で、概ね10年程度の町の将来像をあるべき姿をみんな議論して決めて、将来像に向かって色んな町がやるべきことを決めていきたいと思います、それを10年単位では全部やりきれませんから、例えば5年単位くらいにまずまとめて、将来的にはもう少し具体的にすると3年ぐらいの事業の計画で動かしていきたいと思います、そういうことが総合計画です。その総合計画を作る場合は、町の姿をどうするんだ。こ

のまちはどういう町で、10年後にどういう町にするんだと目標をまず作ります。その目標を作るために、今足りないことは何か、今やり過ぎていることは何だろうか、今課題になっていることは何なのか、これを議論します。それに対して基本的には行政がお役所がこういうことをやって課題を解決しよう、市民、町民の皆さんにいい状態いい町を享受していただくと、こういう形で町が行政が10年くらい先の計画を作って、それに従って皆さんと協力してまちづくりをしていくことが総合計画です。では自治基本条例とどう違うのかというのが問題です。実は総合計画というのは今すごく曲がり角にきています。なぜかというと自治基本条例ができると、この町のあるべき姿というのは実はここできちっと議論して、一定程度ある枠を作っていくわけです。これは10年先の姿ではありません。私たちの町が共通すべき例えば20年先100年先でも目標とすべきこういう町であってほしいと、そういう姿を決めます。だから総合計画とは少し期間が違うんです。もっと先のことで、私たちの町は本当に理想的にはこういうことで動いてほしい、或いは今の課題をこういう形で解決するんだ、こういうやり方でやっていきたいと、こういうことを決めていきますとか基本的には総合計画でやっていたことを、ほとんど言いつくしてしまいます。そうすると総合計画はどうなるんだろうと問題になっています。それともう一つは、なぜ総合計画があったかということについて、これは今まで日本の国は明治以来ものすごい勢いで成長してきました。これは世界に類がないほど早く後発の国から資本主義を飛ばして富国強兵にのってどんどん国を豊かにし、さらに経済を先進国にもっていくと、非常に努力してきたわけです。そういうやり方はスクラップアンドビルドという、作っては壊し、作っては壊し、新しいものをどんどん取り入れて、そして色々なことを豊かに大きくしていくという、成長路線といいますが国を発達させ、発展させ大きくしていく強くしていくと、こういうことが明治維新以来ずっとやってきたわけです。これをすごい勢いでやってきたわけです。すごい勢いでやっていくためには、勝手に色々なことが起きては困るわけです。10年くらいの単位で2、3年ではそんなに町は変わりませんが、だいたい10年くらい先を見越して、道路をこういうふうに通して、水をこういうふうに供給して、町の人にこういうふうに住んでもらって、産業はこういうふうに興すると、10年くらいの単位でやるとちょうどいいくらいのペースであっていたんですね。だから総合計画というのは、日本が経済発展をし大きな国にどんどんなっていく、そういう中で10年単位で町をきちっと開発をやっていくために重要だと、だいたいうまくあっていたんです。これは1950年代ですね。今から50年前前からそういうやり方をしてきたわけです。そのときから昭和48年に都市計画法ができて全国開発計画というのができて、それに対して地方自治体がそれに合わせて10年単位の計画で町づくりをやってきたのが総合計画です。でも今はどうなったでしょうか。今は皆さんご承知のとおり無茶苦茶ですね。10年単位で成長が成長率が毎年5%も10%も数字の延びじゃありません。今や日本は日本だけじゃありませんよね。世界的にも高い成長なんて無いですよ。そうするとスクラップアンドビルド、新しいものを建ててそれを壊し

てまた作っていくというお金はどっから出てくるのか。実はそんなお金はないわけです。しかも新しいことといっても今まで随分色々なことをやってきましたから、本当に必要な新しいものを作ったり、お金をたくさん使って大規模な工事をやったりすることが、もう出来ない。それよりも今ある生活の質をもっと高めていって、人々が安心して仲良く暮らせる気持ちよく暮らせるような、そういうやり方をつくっていかなければいけない。これは成長ではなく、中身を良くしていくことです。そうすると中身を良くするには10年計画では仕様が無い。むしろもっと長い、先の方まで考えて私たちが本当にやらなければならないことを、じっくりと熟成させることが大切です。これからの日本は私たちの中身を熟成させて、いい味が出るようにすることですね。チーズでもお味噌でもそうですよね。速成でどんどん作っていくには、たくさん供給するにはそれでいいんです。でも本当にいい味を出すには時間が必要なんです。そういったことでまちづくりを自治基本条例で50年先100年先を見通しながらやっていくということは色々なことを熟成させて言い味を出してみんなが美味しい生活ができると、今派手な生活はできるんですが、美味しい生活、いい生活ができると、こういうことに町の作り方を変えていこうということです。そういうことになります。そういうことで10年単位の総合計画はもう時代に合わないということです。もう一つは、とは言え、地球全体で今世界、人もお金も動いています。例えば金融危機ならアメリカから突然起きるとたちまち世界中が金融危機になってしまいます。しかもそれは1ヶ月とかからないですよ。経済もぐわっと3割ぐらい落ち込んでくると、つまり10年の単位で世の中動かなくなったんですよ。もう年単位、月単位、せいぜい2年3年くらいのところですよ。しかも先は見通せないと一方でこういうことですよ。だから非常に長い間に色々なことで熟成させていって、いい味を出していこうとこれをやらなければいけない一方で、短い単位で色々なことに対応しなければいけないということです。こういうことが起きてきたわけです。そうするとこれまた総合計画ではとても対応できないということです。今は非常に話題になっているのはマニフェストです。要するに市町村長さんが出るときに4年間の計画を作って4年間はこういう町にしますと、こういうふうに変えていきますと、一定程度の先に見える段階でまちづくりをやっていこうということです。ですから今は実は大きく流れは変わろうとしています。総合計画という10年単位の計画で町を動かしていく時代から、50年100年単位のじっくりと町を熟成させていく大きな流れを作っておいて、その中で国際社会や社会に対する短い激しい動きにきちっと対応できるような比較的短い計画で町をコントロールしていくと、その両方がなければ、実は町はうまく回っていきません。或いは安心してつつも、なおかつ現代の社会の激しい動きに付いていけるようなまちづくりが出来ないと、こういうことになっているわけです。ですから総合計画がそういう状態になりますと自治基本条例は総合計画が今までなっていたうちの相当大きな部分を自治基本条例に移し変えなければいけない。ということは、この町をどのような町にするのか、そのためには町と住民の関係をどういう関係にあるのが好ましいのか、

或いはこの町の例えば農林水産、つまり自然環境ですね。自然環境を含めた農林水産と商業とか工業とかの関係をどういうふうにするのか、或いはその中で人々の結びつきをどのようにしたらうまく繋がっていくのだろうか、そういう総合計画は10年単位で今まで考えていたことを、もっと長い時間の中において、それぞれをどういうふうに記録させていくかということを考えていかないかんという事です。それをまず基本条例の中に組み込まないといけないということです。それからこの町がいろんな事を、これからやっていく上で、いろんな事を進めていく上で、必要な仕掛けをどういうふうに作っていくのかとこれは自治基本条例もひとつの仕掛けです。でも例えば市民の皆さん今話題になっている町内会自治会の中でいろんな動きがありました。そこでその地域の中で安全や安心が保たれている。でもそれだけでは今の社会うまくいかなくて、例えば子どもの安全の問題とか、或いは高齢者の福祉の問題とか、或いは環境問題とかですね。町内会、自治会単位ではなかなか対応できないような問題もたくさん出てきているんです。それに対して、行政だけが全部やればいいのかと、そうもいかんと。だからその中では、町内会自治会も含めて或いはいまNPOという言葉が言われていますね。つまり市民団体です。そういうところも含めて、今まで行政がやってきた事をどんどんこれから、更に質が高度化するとか、いろんなことも含めてやらないといけないということについて、地域の皆さんと行政がきちっと組んでいって、それを問題を処理し、課題を克服していい状態に町を作っていくようなそのような仕掛けをどういうような仕掛けがあるのか、そういうような事を私たちは長い、こう先を見通しながら作っていかねばならないですね。そういうことについて、ではどのような仕掛けを考えていったらいいのかを自治基本条例ではやらなければいけないと思います。そういうことで自治基本条例を、具体的にそれをいうとどういうふうになるのかという事です。皆さん自治基本条例を読んで頂くと一番最初に全体の、こういう項目になってますよと、目次みたいなものが多分どの資料にも出てると思うんです。それを見ていただくとだいたい分かるんですけども例えばこれ前ですね。前のは載ってるんですよ？これこういうことですね。全体の前文があって11章ほどあります。これ見ていただくと分かるんですね。まず自治基本条例の作り方。前文っていうのが、これ後でご説明します。第1章、総則。これは条例とか法律っていうのは必ずある目的があるから作るんです。ですから条例を作るときにこの条例の目的はこういう目的で作りますと。そういうことをはっきりと、或いは営利の、これ使ってる言葉っていうのはこういう意味で使ってるんですよっていうことを言わないと、全体を動かしていけないんです。この総則、目的って言うのは非常に大事なところです。ここから始まるわけです。ですから、まず、この条例は何のために作るんだと、いうところがまずなくてははいけません。そこから始まるわけです。これが第1章総則です。それから第2章、まちづくりの基本原則というのがあります。いろんな事を考えなければいけないんだけど、でも全体として考えて、まちづくりは、どういうことを基本にしてやっていったらいいんだろうか、これたくさんの事を考えられます。で

もその中で特に大事なことは何なんだろう。或いは全てにわたって第1章にあった、その目的ってありますよね。その目的を実現するために本当に重要な一番基本的な考え、理念、これは何なんだろう。これを簡潔にまずまとめるって事がその次にあるわけです。そういう部分まず、その次はだからまちづくりの基本原則と基本原理ですね、基本姿勢とかです。そういうようなことが、いろんな条例には見えます。もちろん中身はそれぞれ町によって違うんですよ。でもだいたいがそうです。最初になぜこの条例作るんだって決めて、これは、この条例を動かすときにどういう所から大事な問題がもっと、ですね。これから先は、実は各条例によって違います。つまりここまではだいたい同じです。その次に、その町の課題の重要さを考えながら重要なだいたいの、先ほどの始めのところ。米原市の場合はまちづくり役割分担及び協働という、まちづくりは、これもうはっきりしてるんです。多分、第1章まちづくり基本原則の所で、まちづくりは行政だけでやるもんじゃないうって書いてあるはずなんですよ。だからそれを受けて、まちづくりはどういう役割分担で、行政だけ役所だけがやるのではなくて、例えば町民、或いは商工の方々、或いはその他の団体とか、そういう所は、どのような役割分担をしてみんなの力を合わせるのか。この協働は役割分担するから役割分担に従って、みんなで繋いでいって、まちづくりをやっていきましょうってことになってるんですよ。ですから米原市ではこの役割分担が、協働という、要するにもうこれからは行政だけやるのではありません。この50年先を見通したら、行政のだけでやっていく事はもう限界なんです。それは市民町民からみたら本当にそうではないか。じゃあみんなで行っていくためにはどうしたらいいのっていう役割分担と協働ということを決めるはず。その次に、役割分担とそういうみんなと一緒にやるとしても行政だけやろうとして、行政がいろんな事を選出していってみなさんに色々と教えていくと。そういうことだけでいいのか。それで町をつくっていく上で必要な情報、或いは色んな動きについては、お互いのその情報をそういうものをどういうふうに町全体で、これ行政だけじゃありません。町全体としてそれをみんなが必要なときに必要な情報があって、その情報を活用できるようなそのようなその情報の使い方があって、要するに何かやりたいと思っても町民の皆さんがいちいち役所へお伺いいただいて、分からないことがあるから教えてっていうことは本当に役割分担とか、協働できないわけです。そういう意味で、まず情報を市民もきちっと必要なときに必要な情報を自分たちでいろんな事を組み立てをして、そして役割分担を果たしながら自分たちの地域をよくすることができるような、そういう情報というものをどういうふうに扱っていくか。よくこれ情報公開とか言いますけれども実は情報公開だけが情報ではありません。そういう意味で、そういう事実はこれから議論しなきゃいけないんですよ。まあそういう意味では、よくこれ情報公開と間違えられるんですけども実はそういう問題ではない事なんです。その次に、市民ならびに事業者と権利と責務ですけども、まず難しい言葉ですがこれどういうことかって言うと、役割分担をするためにはある一定の、自分たちだけで決められる、或いは

自分たちが自分たちでいろんな事を、物を動かすことができる。そういうために、お役所からいちいち言われなくても自分たちはこれは自分たちがやっていくし、お役所にわざわざ言わなくてもやってもいいんだっていうですね、一種、自分たちの役所に対する権利です。ですから市民のまず権利、ただし、もちろん権利はありますけれども、まちづくりの役割分担と言ったら逆に役割分担の中での責任、責務ってのもあります。ですからその役割分担に伴った独自の権利ですね、独自の責務。どういうことを私たちは求められているのだろうか。私自身例えば市民がどういう事を社会から求められていて、どういうことをやるんだらうかということ、その次の役割分担という前提である以上はそれじゃないとおかしいじゃないかということです。そうなってくると今度は逆に、市はどのように、何を求められているのか。市は何でもかんでも言われるという事ではないわけですね役割分担なんです。そうすると市がやらなきゃいけない、或いは市が当然、市民の皆さんから期待されてそれに応えていかなければならない判断を、こういうことを市のほうが勝手に決めてもらっては困りますよと。だからこれ例えば自治基本条例で市民の皆さんに、意見を踏まえながら市がこうであってほしい、市はこうでなきゃいけないはずだ、市はこういうことはきちっとやらなきゃいけないはずだと市民のほうからの声も含めてこういう事を決めていかなきゃいけないってことで、自治基本条例には入ってるわけなんですよ。市の責務なんていうのは、実は自治基本条例っていう法律では、普通、地方公共団体はこれこれこういうことをしなきゃいけないとちゃんと書いてあるんです。でもそれは国が決めた市の責務ですよ。この町の人々が町として市はこういうことをやらなきゃいけないはずだということを決めるのが、この部分なんです。だから法律とは関係なく、関係なくというか法律は法律でありますけれども、私たちが私たち市民として市と行政と議会とがお互いに理解しあって市の責務を決めていくと、そういうふうになるわけです。その次に、では、その市民が自分たちの役割分担をしたときにその地域における活動というのはどういうふうになるんだらうか。これは町内会、自治会の皆さん特に関心があるところだと思うんです。今まではよくいろんな事を言われてました。町内会自治会は行政の下請けみたいに使われて困るとか、或いは逆に行政のほうも、町内会自治会に頼めば何とかやってくれるからと思っている事が多々、色んなところで日本の町内会自治会ってところが色んな所で言われるわけです。でも実はそんな状態とか本当は地域の皆さんの生活にとって非常に重要な、本当に根源的なところも含めて安心安全まちづくりにかかっているらっしゃる。だけどそれは町内会自治会の活動だけでも限界がある。町内会自治会ももしかしたら限度いっぱいになってしまっているかもしれない。だとしたらもっともっと豊かに地域における活動を発展させるためにはどうしたらいいんだらうかと、なるわけです。ですからそういうことについて言えば、例えば地域自治活動という形で、町内会自治会の方々の今までの活動も含めて、市民が全体として地域を作っていけるような活動を、ではどういうふうにしていくのたらうと。あのこれは別にここでやらなければいけないことではありません。

あの米原の場合はそういうような事は非常に重要な問題であると認識されてこういう改めて、こういう事を入れてるわけです。ですからここに申し上げてるのは米原の場合だったらこういうことは非常に重要なポイントであったということなんです。それで、この第7章とそうですね第3章。これはたぶん米原市の非常に特徴的なところだと思います。他の町の条例で必ず入っている条項ではないです。それ以外の条項はだいたい他の町の条例でも入ってます。意外と問題なく、第8章これはですね基本的にはどの条例にも入っています。何故かと言うと、愛荘町というのはひとつの自治体ですね。でもこの自治体で全てのことができるかと言うと例えば国に色んなその国からの支援があります。或いは国に対して色んな協力もしています。だから国とこの愛荘町との関係をどうするのか、或いは県と愛荘町との関係はどういう関係でなければいけないのかと。或いはお隣の町ですよ。今までも愛荘町でも合併をしてきました。でも合併をしなくても例えば一部事務組合とかそういう形で消防と一緒に他の町とやるとか、そういうことをやってきましたよね。だから愛荘町は愛荘町だけが勝手にいろんな事をやるのではなくて近隣の、4町村、市町村と色んな関係を結びながらやっていますよね。そういうものをどういうふうにするんだということでもあります。その原則について、これはあまり幾つかの項目を決めて、これも時々、合併のときに合併に絡んで問題になったりもします。ですから、だいたいどの条例でも国、県、他の自治体との関係をこういうふうに入れましょう、ある町の場合は、他の、外国の国際機関との関係をどうするんだ、というのを書いている条例もあります。確かに、外国の機関も他の機関ですから、そういうことも含めて、これは幅広くとってもいいし、狭くとってもいいと一応あります。第9章これは非常に特色のある、全国で、これは多分4つくらいしかないと思います。自治基本条例推進委員会です。これは今までのその9章からの内容と全く違います。なぜこれがあるかと言いますと、自治基本条例を作ってしまった後どうするんだという事です。総合計画がよくあるんですけども、一回総合計画で市民参加、町民参加やりますよね。その後、行政がそれを計画してやるときに、実際は何にも住民がチェックしない。或いは住民からチェックされない。行政は行政評価ってことで住民チェックするんですけども基本的にはチェックする仕組みがないですね。これは例えば50年、100年先にまでこの条例をちゃんと機能させようと思ったら、それではまずいんじゃないかと、だから町民の皆さんが、米原市の場合は市民ですよ、この推進委員会を市が設置して住民の皆さんに参加していただいて、この条例を具体的にどういうふうに町のですね、行政が地域の活動に活かしているか、そういうことをだいたい2年に1回とか3年に1回ずつチェックしていきます。この条例がこういうところはちょっともうまく課題を解決するために使っていないんじゃないかとか、この条例で作れる、当然作るはずの条例がまだできていないんじゃないか、そういうことを住民の側からチェックして、それをちゃんとやりなさいと。或いはこの条例は例えば、5年経って世の中の変化でちょっとこの辺りを見直さなければいけないんじゃないかと、ということを経験や行政の方もやりになるかも

知れませんが、住民の立場から生活者の立場からちょっと困ってるよねと、このままじゃ困るよねという事も、大改正ってなかなか出来ないけれど細かいところも出てくる可能性もありますよね。そういうことで、この条例の精神や具体的に言っている事を町の中で本当に市民の立場から理解していくこと。そういったもののチェック機能をこの条例で定めていくという事なんです。これはただし今のところ全国での特に新しい動きです。つまり有効にこの条例を機能させるお題目だけで終わらせないという決意の表れです。それから第10章これは最高規範。先ほども言ったように、この条例はこの町のあらゆる条例の上位、要するに条例を作った今の条例を機能させていく時にこの条例の基に、この条例に従って、そういう事を作っていないといけないということです。そういう意味で憲法と同じように町の中でこれを最高の指針なんだという事を決めた条項です。最後にこれは一般の条例でもそうですが、ではこの条例は改正したり廃止するにはどういう手続きなんですかと、憲法もそうですよね。憲法改正のためには国民投票やるという手続き規定があります。これは改廃と書いてあるのは廃止もできるって事ですけれども廃止をしてもいいのか、実は問題ですけれども、米原市の場合は廃止まで含めて、定めています。だいたい作り方を見ていただくと分かるんですけども具体的なことを例えば環境政策をどうするかとか、教育政策をどうするかとか、そういう事は直接的には出てきていません。それは何故かと言うと、そういうものを含めて例えばそういう環境政策をやった上で情報をどういうふうにやっていくんですか、市民の方はどういうふうに組み立てていくんですか、組み立て方や或いはその活動をやっていくベース、基本になる色々な仕組みをここでは言っているのです。ですから皆さんに今まで町歩きとか或いはその町の情報を、生活情報を探求するという事でやってきましたけれども、その問題を直接解決するためにこれがあるのであって、ちょっと間接的になりますよね。つまりそういう問題を解決する上でこういうふうな仕組みだったら例えばここで市民委員会をやってそこで行政と市民が話し合うことが出来るじゃないかという事です。そういうような形でこういうのを聞いてくるということです。そういう意味で言うと例えば地域自治活動とか、市政情報管理とかそういう事になってくると今までは行政はパブリックコメント、何かの時に皆さんの意見を聞きますよと、やってきました。それからこういう市民参加やってきました。しかし、それは市の方はこれは必要だということを判断してやってきたんですよ。もしかしたらそれだけじゃ済まないかも知れません。これをきちっと作っていく中で色々な議論があって、情報の共有の仕方、情報の運用の仕方が、もしかしたら変わってきて町の情報をどういう様に町民の皆さんに、或いは町民の皆さんの動きをどういう様に町が吸収していったらいいか、やり方も変わってくるかもしれない。そういうことも含めて、この自治基本条例を作っていくというふうになるわけでありまして。それともうひとつ申し上げます。これはそういう組み立てですね。で、この米原市の場合はこれにもう一つ付いています。何が付いているか。解釈運用版であります。あの憲法で例えば9条、憲法9条ありますよね。要するに自衛

権、じゃないか、戦争の放棄とか、あれはどういう意味なのかということも議論して  
ますよね。なぜそういう議論が起きるか。それは憲法の解釈について解釈運用を決め  
てなかったからです。つまり、例えば戦争の放棄ということはどういう意味を持っている  
のかということも、ちゃんと決めていけば、あんな議論をする必要はないわけです。例  
えば自衛隊を持っていくとかですね。そういうことはなぜ起きるのか。解釈、この書い  
てあることをどういうふうに理解してどういうふうに動かしていかなければいけないの  
かという事をちゃんと書いてあれば、そんなことをわざわざ議論しなくてもいいとい  
うことになるんです。ですからこの条例を作るときに、これはもう皆さん自身がお作り  
になる、なかなか難しいんですけども実は行政は、例えば議会に提案する時に解釈運  
用指針といって、この読み方はこういう読み方をするんですよと、こういうように解  
釈しなくちゃいけないんですよと、これを逸脱したら市民の皆さんに条例違反する事  
になりますよと、そういう事を一応きちっと書くのは普通です。最近はこの条例を町  
が作って行く時に重要な条例を作っていく解釈運用の指針を付けて出すという事が  
かなり行われています。私は、皆さんここで議論したことが本当に活かされるん  
だったら、条例にこう書いてありますというだけではなくて、それはこういう議  
論の中で生まれてきたので、これを動かしている時にはこういう方法で動かして  
はいけませんよと解釈運用を付けますけれども、それを、きちっと町が整備  
されてそれも一緒に議会に提供して、議員の皆さんもそういうことについて、  
理解してくれて、議案もこの自治基本条例の運用していくよう実際機能  
させる、するべきだと思います。そうしないとここでやった事が、同じ文章  
を書いたけれどもぜんぜん逆に理解されてしまったり、全然違う方向でせ  
っかく議論した事が無駄になってしまうような逆方向に行ってしまうような  
ことが法律によって在りうるんですよ。そういうこともあります。ですから  
大事なのはここで皆さんがどういうふうな議論やっていくかという事が  
大事になっていくんです。これはこういうことがあるから、こういう文章  
を作ってもらいたいんだと、そのこういうことがあるってことを、きち  
っと皆さんの意見を踏まえて、要するに役所の方でそういう解釈運用  
を、一応そういう解釈運用版という物を作ってくださいと、非常に後で  
皆さんのここで議論したことが生きてくると思います。そういう意味で、  
表づらの原案だけが問題なのであってその運用の仕方、理解の仕方、  
実はここでの議論が重要になってくるということも、理解していき  
たいと、そういう意味でどんどん色々な意見を出して頂いて皆さん  
に、なぜこれが必要なのかという事をきちっとやっていくことが  
非常に重要になってきます。そういうふうに思います。すみません。  
だいぶ時間を取ってしまいました。ということで、これからや  
って行きます事はこの、この町について、すみません、最後に  
前文のことを言います。前文というのはですね、これはこの条例の  
精神です。私たちは何でこの条例を作ったのか目的とか  
そういう事じゃなく、どういう思いで作ったのか  
って事です。この町に対する思いをこういう思いがあるんだ、  
だから私たちはこの町については、この基本的な条例を作  
ったんですよ。ですからだいたい前文を読むと日本の

条例はそうですけれども、この町はこういう歴史できてるんだとか、この町の特質はこうであると、そして町の人々の思いはこういう思いがあると、だからこの町はこういうふうに行きたいんだと、そういうことを、結構熱く語っている条例もいいですね。日本国憲法もそうです。前文は、ものすごくやっぱりあの当時、戦争が終わって、もう戦争いやだって日本が本当に国際社会の中で平穏国家として行きたいって思いが溢れるような思いがあそこに書いてあるんです。でも普通条例というのは、こういう前文は付きません。でもこの町の根幹的な条例になって、私たちは今これを作ってきた思いを後世の人達に是非理解して欲しいということであれば、やはりこの前文の作り方が非常に重要だと思うんです。前文は、基本的に必要はありません。どうしてもなければいけないという物ではありませんけれども、自治基本条例、多くの条例、殆どの条例でこれが付いているという事はそういう事であるご理解頂けたらと思います。ですから前文というのは、最後に作ります。あの色んな議論して、思いが高まっているんですよ、思いが高まってきて、やっぱりこれだよなってって前文を作っていくという、そういう作業が多いんです。まあそういうことですが、前文って前なんですが実は最後にだいたい出来ていくという感じなんです。そういうことで、そろそろ具体的な作業をこれから考えていかないといけないんですけれども、全部の議論をこの全体でやっていくのはやっぱりなかなか難しいと思うんです。具体的な作業になってきますと全体の会議を、この委員会を随時開きながら具体的な作業をそれぞれがグループでやっていただいて、それぞれをつき合わせていくという形でないとこれ一年ではとてもまとまらないと思います。全体の議論はすごく必要ですけれどもやっぱりある項目について少し時間をかけて、皆がそのメンバーが意見を出し合ってそこで知恵をまず出し合うと。それを皆さんの討議にかけていくという形でまとめていくのが一番やり易いのではないかとこのように思います。それをやってからいきなりまちづくりの基本原則とか、総則、目的とか、それもたぶん絶対あるんですよ。それで私がお勧めするやり方は、いわゆる皆さん議論してきました。それで、この町の課題ってというのはかなり課題とか良い所とかそれはやってきたわけですから、それから想定されるこういうような項目ですよ。これは私たちの今までの議論からするとどういう項目を立てたら良いんだろうか。基本原則とかそういうのは別にして例えば第3章から第8章くらい、米原市、他の自治体で言えば栗東もそうです。全体の作り方の問題とそれからこの条例のあり方、これは別ですから具体的な中身をどうしようかなまとまりのある文で議論していったら良いか。これは色々なやり方がありますから、少し議論が必要です。それと全部をこれ議論しなくてはならないって事ではありませんので、行政が中心になってまとめられそうな所とかは、別に町民の皆さんがそこまで深く議論する必要は無いかもしれませんね。そういう意味では我々市民、町民が、こういうところについて少しの間、議論していきたいというような項目をまとめるということをやるといいかもしれません。その項目が元々そのグループをその項目ごとに作ってそこで、この条例に持ってくる議論を進めていくと、いうわけ

になりますのでとりあえずは、項目をグループとしてまとめていくという作業を、次の段階でやっていきたいと思います。これが要するにワーキンググループとって、そこについて感心のある方々が条例に持ってくるための日常の体験なり知識を、どうやってそれを少し仕組みや制度の問題、または在り方の問題をまとめていく作業になっていきますので、そのところを、まずお願いしていきたいと思います。あのもう時間ですか、私が来てから1時間ですけども、この委員会の時間がこういう時間になってしまいましたので、一応、この作業は次回で、これは絶対にやる必要がありますよね、どのようなワーキンググループ、グループを設定して、どのような機能、どの辺りの議論になっていくかという事を、まとめていく必要がありますので、これを、まず次回にやらせていただいて、そこで、少しそれぞれのグループで分散して議論する前に全体でそれぞれのグループにどういう議論を期待するかという事を、これやっぱりグループとして全体としての方向付けをした上でないと、やりにいく事ですから、そこら辺は次回はやらしていただきたいと思います。それを踏まえて今度やっていくのは、順番にこういう項目を、どういうふうにしていくかと。それからそれを踏まえて基本的な、町の原則はどういう原則にまとめていくのかと、だから具体的な所から、全体の方向付けになって最終的には前文にまとめると、こういう方向になって行きますので。これなかなかあの、エネルギーがいる作業になりますけれども、ちょっと、この辺り夏にかけて時間かけてグループ分けをしていきたいと思います。どうでしょうか。今、ちょっと私ばかりしゃべってしまったので皆さんのご意見も聞かせて頂きたいんですけども、どうでしょうか。

はい、どうぞ。

あの、もちろんこういうやり方じゃなくても、あのご提案があれば、それを受け止めさせていただきたいと思っていますので何かご意見を。或いは何かちょっとこれは分かりにくかったというようなご質問いただいても、どうでしょうか。

いいでしょうか。あの、もし特にご意見がないようでしたら、とりあえず次回まで、ご質問等も含めて考えて頂いて実際のワークの方に移るような委員会の議論を次回は進めていきたいと思いますのでそれでよろしいですか。

**山本宅委員** ひとつ、質問してもよろしいですか。

**富野委員長** はい、どうぞ。

**山本宅委員** あのワーキンググループのイメージなんですけれども心の準備として、章立てっていうのと何か似たような感覚を持っているのですが、章を意識するワーキンググループでいいんですか。

**富野委員長** あの章立てを意識するよりは課題を。

**山本宅委員** 課題ですか。

**富野委員長** ええ、課題ごとのワーキンググループで、その課題からこの制度的な面、どういうふうにかう転換させていくかという、その作業をやるといいですね。ひとつのワーキンググループは必ず章立てからいくと、ひとつの章になるって事ではないんですね。

**山本宅委員** ではないんですか。

**富野委員長** またがったり、或いはこのワーキンググループをまとめてひとつにするって事もあり得ますし、少しちょっと自由にしていったらいい事じゃないかなと思います。

**山本宅委員** 分かりました。

**富野委員長** あまり予測するとですね、その時点で決まっちゃいますから。

**山本宅委員** はい。

**富野委員長** おもしろくないですから。

**山本宅委員** はい。そうですね。

**富野委員長** 他にご意見何かありますか。

**藤田委員** あのね、ちょっと米原のことでね、コンプライアンスですけどね。

**富野委員長** はい。

**藤田委員** これ案外その人から言われてのことばかりを19条に書いてるんですけどね。自らのことが書いてないんですけども、自らこういうふうにか厳守するとか、これどういうふうにか考えたらいいいですか。

**富野委員長** それは端的に言いますとね、コンプライアンスは公務員の場合は、要するに地方公務員法で基本的にコンプライアンスというのは、まずあるんですよ。あのコ

ンプレックスと言葉じゃないんですけれども。公務員の守秘義務とか、色んなそういうことが決まっています。倫理規定とかですね。ですからそれはまず基本的にあってそれプラス、やるとしたら何だろうかって事ですね。ですからそこはちょっとその部分は踏まえて書いてありますので、全体像については書いてないですね。

**藤田委員** なるほどね。

**富野委員長** もちろんそこから書いてもいいんです。公言も含めて書いてもいいんです。それは選択ですから。

**藤田委員** 今これ、やかましく言われてますよね。

**富野委員長** そうですね。

**藤田委員** この辺もう少しね。

**富野委員長** ですからワーキンググループをやるときに、一応課題を設定して他の町のそういうものをいくつか参考にさせていただきながら議論すると、そのようにやりやすいと思うんです。ただその通りやる必要は全くないので、今までの議論を踏まえての話がベースですけども。他にいかがでしょうか。

じゃすみません。あの今日私が遅れてしまいまして皆様のご意見を十分あの把握出来ないまま、終わってしまいますけれども、一応次回は間違いなく早めにこちらに来ますのでお許してください。次回の打ち合わせじゃああの、どうしましょうか。事務局どうですか

**細江主監** その前にひとつ。ちょっとよろしい。

**富野委員長** はい。

**細江主監** これは、あの私の勉強不足であったのかな、発表させて頂くと折角の話の腰を折ってしまうような羽目になってしまうのか、ちょっとそこら辺が勉強不足で何なんですけども、ひとつはこの自治基本条例はまちづくりの将来の理念。そういうものも含めてまちづくりなんですけれども。今日まあ先生に、始まる前に相談しようと思ってたんですけどもね、実は資料も付けてるんですけども。町民憲章をもう、決まったんです。まあ本来ですと、この自治基本条例の前文をやっぱり町民憲章と同じような価値のあるものだというふうに思うんですけども、かたやで決まってしまって、かたやでまた

これから議論するとなるか、この辺がちょっとまあぼくの勉強不足やったなあ、どっちが先にするもんかどうかとそこら辺がちょっと迷ってるんですけども。実際もう去年から、町民憲章募集をしまして、実際選考委員会を立ち上げて、もう決めていただきました。告示ももうしましたし、25日にはこの作品の採用者の表彰をするというような事で来月くらいから町広報にはもう決まったという事のアピールするという事で。ちょっとそれを今日あの資料に一枚ずつ配らせていただいたんです。

**富野委員長** それとどう、それを参考にしてですね、あの町民憲章のプロセスというのはやっぱり町民の皆さんも参加して議会も含めた議論されてるわけですから、それは当然我々議論の中でもきちっと受け止めていくべき事だと思います。そういう意味では、別に矛盾するというふうにお考えにならなくていいんじゃないんでしょうか。

**細江主監** はい。ありがとうございます。

**富野委員長** 町もどきまきしちゃったら、どっちをね、とっていいのかということになりますよね。

**細江主監** いや、ぜんぜん方向の違うことですし。

**富野委員長** 端的に言うと、自治基本条例ができて、もし町民憲章と違ったら町民憲章のほうを変えないといけなくなってしまいうんです。ですがそれはたぶん無いので、ただし町民憲章をそのまま吸収する必要はないと思います。ですから自治基本条例は、独自であってもいいんですけども、ただ基本的に矛盾するような物にはならないんじゃないかなと思いますけども。

**細江主監** まあ内容的に、内容的にはこういう矛盾は係らないような内容になっています。

**富野委員長** けれど非常にきっちり言うと、本当は自治基本条例があってそれで町民憲章そしてそれを踏まえて作っていくというのが本来のやり方ですね。

**細江主監** そうですね。先生と打ち合わせしながら「しもた！」とっていたんです。

**富野委員長** でも、そう矛盾はないんですけどね、そういう皆さん参加されているわけですからね。

**細江主監** はい。

**道明委員** しかしこの町民憲章よ、町の木にしても、町サクラにしても日本中のどこの町に持って行っても言えることやね。何にも特色がひとつもない。どこの、これが甲良町でも、彦根市でもどこでもこれ使える。

**富野委員長** うん。あの町民憲章って難しいんですよ。なぜかって言うと、短じか過ぎるんですよ言葉が。米原市は前文を読んでもとちゃんと文章になってるんです。するとこの町の歴史がとかね、この町の特徴がって説明ができるようになってるんですよ。まさにこの町でなければ書けないというふうになるんです。でも町民憲章って“私たちはこれこれこうしましょう”だけでしょ。こんなの替えられるわけありませんよ。

**道明委員** こんなどこへ持っていっても一緒や。

**富野委員長** そういう事です。

**道明委員** ほんまやで。愛荘町に甲良町に替えたって。これ全部通用する。

**細江主監** どこの市、町でも、そう変わりはないということです。

**富野委員長** そういうことですよ、実際は。

**道明委員** 全国共通やないか。

**富野委員長** トランプやカードでね、100枚あったらね、そのうちの何枚をどういうふうに入れようかというだけのものですよ、町民憲章というのは。大体そんな感じですね、私に言わせれば。

**道明委員** これはもうほんまのことや。

**富野委員長** でも皆さんの議論していただいたそれはもう我々の、議論の中できちっと生かしていく必要があると思います。後はいかがでしょうか。じゃあよろしければ日程の調整を。いつくらいにしましょうか。事務局なんか案ありますか。

**細江主監** いえ特にはございません。

**青木補佐** ひと月後で6月25日の木曜日でしょうか。

**高野委員長** その日ちょっと私が日程が入ってしまってるんですね。

いいです。そしたら25日にして頂けますか。他の予定調整しておきますから。25日の午前9時半でよろしいですか。

委員より「はい」の声あり

**高野委員長** じゃあそういうことで、よろしく願いいたします。じゃあちょっと、お二人残っていただいて少し、すみません。

**細江主監** はい。そしたら次回は6月25日ということで9時半からですけど、よろしく願いいたします。本日は大変ご苦勞様でございました。